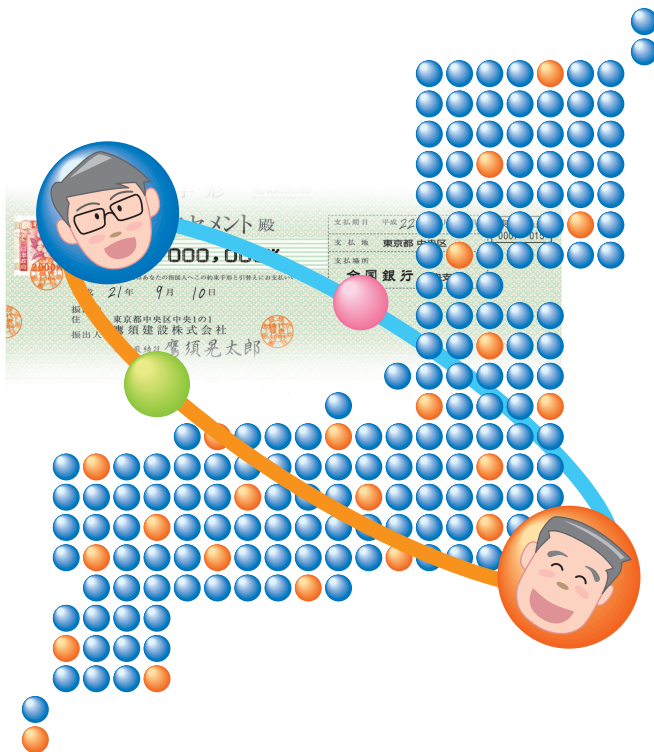


事業者のみなさま必見!

手形に代わる 新たな決済手段 が誕生します。

でんさいネット 電子債権

でんさいネットは、全国銀行協会が設立する「(株)全銀電子債権ネットワーク」の通称です。



銀行の信頼・安心の全国規模のネットワーク

こんなお悩みは ありませんか!?

支払企業では・・・



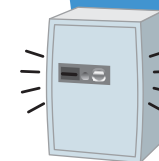
手形の発行は
事務手続が面倒。
搬送代の負担も大きい・・・

手形の印紙税負担を軽減したい・・・

支払手段を一本化して効率化できれば・・・



(手形の場合)



紛失や盗難が心配・・・
保管も面倒・・・

必要な分だけ譲渡や
割引ができれば便利なのに・・・



取立手続が面倒・・・

(振込の場合)

入金日までの
資金繰りを
どうしよう・・・

21	22	23	24
28	29	30	1
支払日		入金日	

そんなお悩み
解決します!





電子債権ですっきり解決!



支払企業では・・・

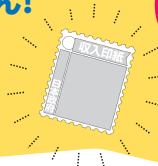
ペーパーレスだから手続がラクラク! 搬送代もかかりません!

電子債権を使えば、手形の発行、
振込の準備など、支払に関する面倒な
事務負担が軽減されます。
手形の搬送コストも削減できます。



印紙税は課税されません!

手形と異なり、
印紙税は課税されません。



節税

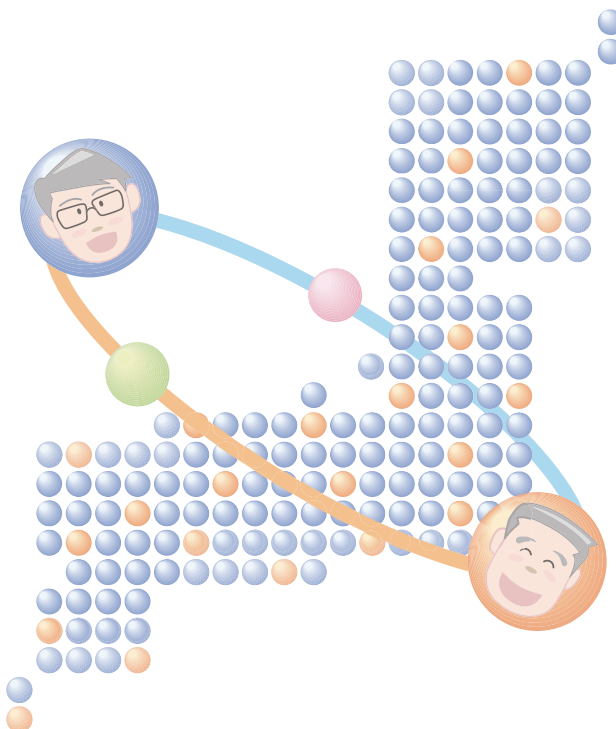
支払手段の一本化で効率的!

手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を
一本化することも可能となり、効率化が図れます。



電子債権とは

手形債権や指名債権(売掛債権等)が抱える問題を克服し、事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として創設された新たな金銭債権です。電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子的な記録を行うことにより、債権の権利内容が定められます。



納入企業では・・・

ペーパーレスだから 安心・安全! 保管も不要です!

ペーパーレス化により、
紛失や盗難の心配はなくなります。
厳重に保管、管理する必要がなくなりますので、
無駄な管理コストを削減することができます。



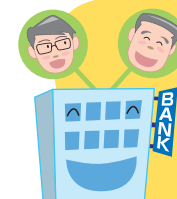
分割できます!

必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。
手形にはない、電子債権特有の大きなメリットです。



期日になると自動入金!

支払期日になるとお取引銀行の口座に自動的に
入金されますので、面倒な取立手続は不要です。
手形と異なり、支払期日当日から
資金をご利用いただくことができます。



債権を有効活用!

電子債権は流通性の高い債権です。
電子債権であれば、
これまで資金繰りのために
利用できなかった債権も、
譲渡や割引などが可能になり、
無駄なく有効に活用することができます。



でんさいネットを利用した電子債権取引イメージ

1 電子債権の発生

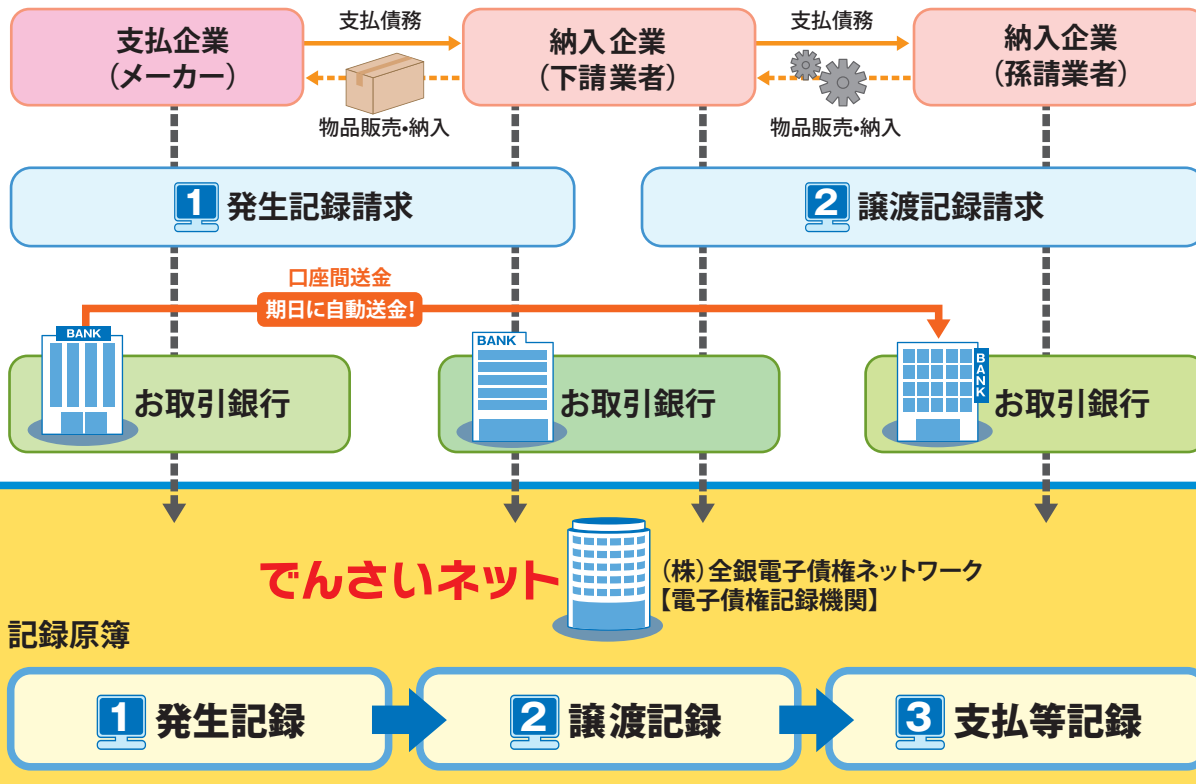
お取引銀行を通じてでんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。

2 電子債権の譲渡

お取引銀行を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。

3 電子債権の支払

支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落し、納入企業の口座へ払込みが行われます。でんさいネットが支払が完了した旨を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続は一切不要です。
また、手形と異なり、納入企業は支払期日当日から資金を利用することが可能となります。



でんさいネット 電子債権



特長

■全国規模の安心ネットワーク

実績ある全国の銀行間ネットワークを活用することにより、安心して信頼できるサービスを提供できます。

■銀行との連携による簡易な決済方法の実現

銀行との連携により、期日になると自動的に登録された口座に払込みが行われます。振込伝票の作成や手形の取立のような、面倒な手続は不要です。

Q 業務開始はいつからですか？

A: 平成24年(2012年)5月を予定しています。

※主務大臣からの指定時期やシステムの開発状況等により、業務開始時期を変更する場合があります。

Q どこで利用できるのですか？

A: 現時点では、全国銀行協会に加盟する正会員銀行のほか、振込のネットワーク(全銀システム)に加盟している信用金庫、信用組合等もでんさいネットに参加することを検討中です。

Q 利用料はかかるのですか？

A: ご利用内容に応じて、ご利用される銀行ごとに設定される予定です。

Q インターネットが使えませんが、利用することはできますか？

A: でんさいネットは、お取引銀行を通じてご利用いただけます。インターネットのほか、店頭でのご利用やFAX等を用いたご利用方法も検討しています(お取扱い方法は各銀行により異なります)。

Q 手形は無くなってしまふのですか？

A: 支払手段の選択は、最終的には事業者のみなさまの判断に委ねられます。でんさいネットでは、ペーパーレス化社会の実現に向け、電子債権がこれまでの手形等による支払手段よりも使い勝手の良いものとなるよう、今後とも工夫を重ねてまいります。

Q 電子債権は、手形の代替機能しかないのですか？

A: 電子債権は、手形債権や指名債権(売掛債権等)とは異なる新たな金銭債権として創設されました。手形に代替する活用方法に限らず、広く売掛債権の代替機能を果たすことが期待されています。

Q でんさいネットの電子債権は、安心して受け取ることができますか？

A: でんさいネットでは、手形の取引停止処分制度と同様の制度を設ける方向で検討中です。一定の信頼性が確保されることが期待されます。

(株)全銀電子債権ネットワーク(通称:でんさいネット)の理念

銀行の信頼・安心のネットワークを基盤として、電子記録債権を記録・流通させる新たな社会インフラを全国的規模で提供し、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化・効率化を図ることにより、わが国経済の活性化に貢献します。

全国銀行協会 電子債権記録機関設立準備室

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-5252-3595

(受付時間は、平日 午前9時~午後5時です。)

HP <http://www.zenginkyo.or.jp>